

福島県国土強靱化地域計画は、大規模自然災害への「強さ(致命的な被害を受けない強さ)」と「しなやかさ(迅速に回復する力)」を兼ね備えた県土づくりを総合的かつ計画的に進めるための計画

経緯

- 国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な事項を記載した**国土強靱化基本計画**を変更した。(令和5年7月)
- 国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画である**第1次国土強靱化実施中期計画**を決定し、推進が特に必要となる114施策等を示した。(令和7年6月)

- 平成30年に計画を策定し、本県における県土強靱化を推進してきたが、現行計画が令和7年度末で終期を迎える。
- 切れ目なく県土強靱化を推進するために新たな計画を策定する必要がある。

計画各章の内容

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ

- 本計画は、関連する県条例並びに「福島県総合計画」を踏まえつつ、国土強靱化の関連部分において各種計画等の指針となるもの。
- 本計画は、国土強靱化基本計画と調和が図られたものとする。
- 計画期間
令和8年度～令和12年度までの5年間

第2章 地域特性・過去の自然災害等

- 地域特性
県土構造や人口等の地域特性について記載
- 過去の自然災害 **一部新規**
過去の自然災害による人的被害、建物被害について記載
- 災害検証等 **新規**
県が実施した災害検証等について記載

第3章 基本的な考え方

4つの基本目標・7つの事前に備えるべき目標を設定し、5つの施策の展開方向に沿って強靱化を推進する。

4つの基本目標

- 人命の保護が最大限図られること
- 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

7つの事前に備えるべき目標 **一部新規**

右記参照

5つの施策の展開方向 **新規**

- 県民の生命財産を守る防災インフラの整備・管理
- 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化
- デジタル技術による国土強靱化政策の高度化
- 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
- 地域における防災力の一層の強化

第4章 脆弱性評価

第5章 強靱化の推進方針

事前に備えるべき目標を達成するため、脆弱性評価による現状分析をしたうえで、強靱化の推進方針を策定。

- あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ(73項目)
- 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ(86項目)
- 必要不可欠な行政機能を確保する(18項目)
- 経済活動を機能不全に陥せない(32項目)
- 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる(61項目)
- 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない(22項目)
- 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する(33項目)

第6章 計画の推進

社会情勢等の変化を踏まえ、適宜、計画を見直す。